

注 平成24年5月の改正から改正経緯を付した。

## 改正

平成24年5月11日24世介保第160号

平成28年4月1日28世介保第39号

平成30年2月1日29世介保第1445号

令和3年9月1日3世介保第627号

令和4年4月28日4世介保第335号

令和6年4月5日6世介保第3704号

世田谷区介護サービス事業者等の監査実施要綱

## 第1 目的

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条から第84条まで、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17から第115条の19まで及び第115条の27から第115条の29までの規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予

防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求についての監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

## 第2 監査の対象

監査の対象は、指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「介護サービス事業者等」という。）とする。

## 第3 監査の方針

監査は、介護サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求について第6の1に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、介護報酬の請求について、不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）又は介護給付等対象サービスの利用者若しくは入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき世田谷区（以下「区」という。）が虐待の判断を行った場合若しくは虐待により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしていると疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、世田谷区長（以下「区長」という。）が当該介護サービス事業者等に対して報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護サービス事業者等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う方法（以下「立入検査等」という。）により、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

## 第4 監査の対象となる介護サービス事業者等の選定基準

監査は、区長が、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認を要すると認める介護サービス

事業者等に対して、次の情報を踏まえて行うものとする。

#### 1 要確認情報

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
- (2) 区が高齢者虐待防止法に基づき虐待を判断した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- (3) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情に係る情報
- (4) 連合会又は保険者からの通報に係る情報
- (5) 介護給付費適正化システムの分析から特異な傾向を示す介護サービス事業者等の情報
- (6) その他介護保険に関する情報

#### 2 運営指導における情報

区長が法第23条の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は質問若しくは照会に基づく指導（以下「運営指導」という。）において認めた介護サービス事業者等による指定基準違反等及び人格尊重義務違反に係る情報

### 第5 監査の方法等

監査は立入検査等により行うものとし、次の各項に掲げる監査の区分に応じて、当該各項に定める手続をとるものとする。

#### 1 区長が指定権限を持つ介護サービス事業者等に対する監査

##### (1) 実施通知

区長は、監査の対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。なお、運営指導の実施中に監査に移行した場合は、口頭により監査を実施する旨及び当該事項を通告する。

- ① 監査の根拠規定
- ② 監査の日時及び場所
- ③ 監査の担当者
- ④ 介護サービス事業者等の出席者（役職名等）
- ⑤ 必要な書類等
- ⑥ 虚偽の報告、答弁又は検査の忌避等に関する罰則規定

##### (2) 情報提供等

区長は、監査の実施に当たっては、事前に、監査の対象となる介護サービス事業者等に関

係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等である場合におけるそれらの事業者を指定する全ての区市町村長に情報提供を行い、必要に応じて当該監査と同時にこれらの者による監査を実施する等の連携を図るものとする。

(3) 監査結果の通知

区長は、監査の実施後、当該監査の対象となった介護サービス事業者等に対し、文書によりその結果を通知するものとする。ただし、次号に規定する改善の要請又は第6の1各号に掲げる行政上の措置を行った場合においては、この限りではない。

(4) 改善の要請

区長は、監査によって、改善を要する事項が認められた場合（第6条の1各号に掲げる行政上の措置をとった場合を除く。）は、当該監査の対象となった介護サービス事業者等に対し、文書によりその旨を通知し、期限を定めて、当該事項の改善状況について、文書による報告を求めるものとする。

2 都道府県知事又は他の区市町村長（以下「都道府県知事等」という。）が指定又は開設許可権限を持つ介護サービス事業者等に対する区長による監査

(1) 実施通知

1(1)に準ずる。

(2) 情報提供等

区長は、指定又は許可の権限が都道府県知事等にある指定居宅サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等又は指定介護予防サービス事業者等について監査を行う場合、都道府県知事等に対し事前に当該監査を実施する旨の情報提供を行うものとする。

(3) 都道府県知事等への通知

区長は、監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反があると認めるときは、文書によって都道府県知事等にその旨を通知する。なお、都道府県知事等と区長が同時に同一の介護サービス事業者等に監査を行っている場合には、省略することができる。

(4) 監査結果の通知

1(3)に準ずる。

(5) 改善の要請

1(4)に準ずる。

## 第6 措置等

### 1 行政上の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、区長は法第5章における勧告、命令等及び指定の取消し等の規定に基づき、次の各号に掲げる行政上の措置を当該各号に定める事項に留意して、遅滞なく行うものとする。

#### (1) 勧告

区長は、その指定する指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「区指定サービス事業者」という。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、当該区指定サービス事業者に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、区長は、勧告した場合には、当該区指定サービス事業者に対し、当該期限内にとつた措置について、文書により報告を求めるものとする。

#### (2) 命令

区長は、区指定サービス事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該区指定サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。区長は、命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

なお、区長は、命令をした場合には、当該区指定サービス事業者に対し、当該期限内にとつた措置について、文書により報告を求めるものとする。

#### (3) 指定の取消し等

区長は、区指定サービス事業者の指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合においては、当該区指定サービス事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

### 2 聴聞等

区長は、監査の結果、区指定サービス事業者が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

### 3 経済上の措置

#### (1) 不正利得となる返還金の徴収の要請

区長が取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該区指定サービス事業者が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに関係する保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

#### (2) 返還金の徴収方法

区長は、(1)の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

## 第7 監査にあたっての留意事項

### 1 東京都知事との連携等

区長は、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等及び指定地域密着型介護予防サービス事業者等に対し第6の1に規定する行政上の措置を行う場合には、事前に東京都知事に情報提供を行うものとし、東京都知事から必要に応じて助言を受けるものとする。

### 2 厚生労働省への報告

区長は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政上の措置の実施状況について厚生労働省に報告するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

### 附 則（平成21年5月1日）

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

### 附 則（平成24年5月11日24世介保第160号）

### 改正

平成30年2月1日29世介保第1445号

1 この要綱は、平成24年5月11日から施行する。

2 この要綱の施行の際、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の介護保険法（以下この項において「旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号の指定を

現に受けている旧介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（以下この項において「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者に対して行う監査に関する事項については、平成36年3月31日までの間、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年4月1日28世介保第39号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年2月1日29世介保第1445号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年9月1日3世介保第627号）

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

**附 則**（令和4年4月28日4世介保第335号）

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

**附 則**（令和6年4月5日6世介保第3704号）

この要綱は、令和6年4月5日から施行する。